

様式第六（第十六条、第十六条の二、第九十九条、第一百条、第百十四条の六十九、第一百十四条の七十、第一百二十七条、第一百三十七条の六十五、第一百三十七条の六十六、第一百七十四条、第一百七十六条、第一百九十五条、第二百六十五条、第二百六十五条の二、第二百六十五条の三関係）

## 変更届書

業務の種別		店舗販売業	
許可番号、認定番号又は登録番号及び年月日		第〇〇〇〇号・令和〇年〇〇月〇〇日	
薬局、主たる機能を有する事務所、製造所、店舗、営業所又は事業所	名称	〇〇〇〇薬店	
	所在地	徳島市〇〇町・・・	
変更内容	事項	変更前	変更後
	特定販売の有無 特定販売に関する事項	無 一	有 別紙のとおり
変更年月日		令和〇〇年〇〇月〇〇日	
備考		(連絡先) 123-456-7890	

上記により、変更の届出をします。

〇〇年〇〇月〇〇日

住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地) 徳島県徳島市〇〇町・・・  
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 株式会社〇〇  
代表取締役 徳島 太郎

徳島県知事 殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 業務の種別欄には、薬局、第1種医薬品、第2種医薬品、医薬部外品、化粧品、第1種医療機器、第2種医療機器、第3種医療機器、体外診断用医薬品、再生医療等製品若しくは薬局製造販売医薬品の製造販売業、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、体外診断用医薬品、再生医療等製品若しくは薬局製造販売医薬品の製造業、認定外国製造業者、登録外国製造業者、登録認証機関、店舗販売業、配置販売業、卸売販売業、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業（指定視力補正用レンズ又はプログラム高度管理医療機器のみの販売業又は貸与業を除く。）、指定視力補正用レンズ又はプログラム高度管理医療機器のみの販売業若しくは貸与業、特定管理医療機器の販売業若しくは貸与業（補聴器、家庭用電気治療器又はプログラム管理医療機器以外の特定管理医療機器を販売又は貸与する場合に限る。）、補聴器、家庭用電気治療器若しくはプログラム管理医療機器のみの販売業若しくは貸与業、管理医療機器（特定管理医療機器を除く。）の販売業若しくは貸与業又は医療機器の修理業の別を記載すること。  
なお、様式第114、様式第114の2及び様式第114の3による届出に記載された事項に変更を生じた場合における令第74条第1項、令第74条の2第1項及び令第74条の3第1項の規定による届出の場合は、業務の種別欄に、赤字で「輸出用」と付記すること。
- 4 医薬品等の製造業者若しくは認定外国製造業者又は医療機器の修理業者については、この届書は地方厚生局長に提出する場合にあつては正本1通及び副本2通を、厚生労働大臣、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出する場合にあつては正本1通を提出すること。
- 5 管理医療機器の販売業又は貸与業にあつては、許可番号、認定番号又は登録番号及び年月日欄にその販売業又は貸与業の届出を行つた年月日を記載すること。
- 6 配置販売業にあつては、所在地欄に営業区域を記載し、名称欄の記載を要しないこと。
- 7 管理者の変更の場合は、変更後の管理者が薬剤師又は登録販売者であるときはその者の薬剤師名簿登録番号及び登録年月日又は販売従事登録番号及び登録年月日を、責任技術者の変更の場合は、変更後の責任技術者が第91条第1項若しくは第2項、第91条の2又は第114条の53第1項から第3項までの各号のいずれに該当するかを、医薬品又は体外診断用医薬品の総括製造販売責任者の変更の場合は、変更後の総括製造販売責任者が薬剤師であるときは薬剤師名簿登録番号及び登録年月日を、薬剤師以外の者であるときはその者が第86条第1項第1号イ若しくはロ、第2号イからハまで、第3号イ若しくはロ又は第114条の49の2第1項第1号若しくは第2号のいずれに該当するかを、医薬品又は体外診断用医薬品の総括製造販売責任者補佐薬剤師の変更の場合は、変更後の総括製造販売責任者補佐薬剤師の薬剤師名簿登録番号及び登録年月日を、営業所管理者の変更の場合は、変更後の営業所管理者が薬剤師であるときは薬剤師名簿登録番号及び登録年月日を、薬剤師以外の者であるときはその者が第154条各号のいずれに該当するかを、高度管理医療機器等営業所管理者の変更の場合は、変更後の高度管理医療機器等営業所管理者が第162条第1項から第4項までの各号のいずれに該当するかを、特定管理医療機器営業所管理者等の変更の場合は、変更後の特定管理医療機器営業所管理者等が第175条第1項各号のいずれに該当するかを、再生医療等製品営業所管理者の変更の場合は、変更後の再生医療等製品営業所管理者が第196条の4第1項各号のいずれに該当するかを変更後欄に付記すること。
- 8 医薬品又は体外診断用医薬品の総括製造販売責任者の変更の場合のうち、新たに総括製造販売責任者として薬剤師以外の者を置く場合には、総括製造販売責任者補佐薬剤師の氏名、住所、薬剤師名簿登録番号及び登録年月日を変更後欄に付記すること。
- 9 管理者以外の薬剤師又は登録販売者に変更があつた場合のうち、新たに薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者となつた者がいる場合には、その者の薬剤師名簿登録番号及び登録年月日又は販売従事登録番号及び登録年月日を変更後欄に付記すること。
- 10 薬事に関する業務に責任を有する役員の変更の場合は、備考欄に、変更後の役員が法第5条第3号イからトまでのいずれかに掲げる者に該当するときはそのいずれに該当するかを記載し、該当しないときは「なし」と記載すること。
- 11 登録外国製造業者又は認定外国製造業者にあつては、外国語により申請者の住所及び氏名を並記すること。

別紙

薬局又は店舗の名称 :

**〇〇〇〇薬店**

## 特定販売に関する事項

項目	記載欄
特定販売を行う際に使用する通信手段	<b>インターネット・電話</b>
特定販売を行う医薬品の区分	
第一類医薬品	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
指定第二類医薬品	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
第二類医薬品（指定第二類医薬品を除く）	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
第三類医薬品	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
薬局製造販売医薬品（毒薬・劇薬を除く）	<u>(薬局のみ)</u> <input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
特定販売を行う時間	<b>月曜日～金曜日 9:00～19:00</b>
営業時間のうち特定販売のみを行う時間がある場合はその時間	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
有の場合はその時間	<b>火曜日、金曜日 9:00～19:00</b>
有の場合は特定販売の実施方法に関する適切な監督を行うために必要な設備の概要	<b>電話機、電話回線、デジタルカメラ、 日時表示可能な電波式時計、 インターネット回線に接続されたパソコン</b>
特定販売を行うことについての広告に、申請書に記載する薬局（店舗）の名称と異なる名称を表示するときは、その名称	<b>ネット 〇〇〇〇薬店</b>
インターネットを利用して広告をするときは、主たるホームページアドレス	<b>http://abcd・・・・</b>
主たるホームページの構成の概要	<u>別紙を添付すること</u> <b>※ ホームページでの医薬品の表示内容や表示すべき事項の表示の状況等が分かるようなホームページのイメージ等の書類を添付すること。</b>